

<改正要旨>

① シフト勤務等適用職員の勤務時間等に関する取扱い規則の一部改正

1. 国際部

○国際交流の業務に従事する職員

組織改編に伴い、職員の区分を変更。

2. 学生部

○学生窓口業務に従事する職員

学生窓口対応業務の円滑化を図るため、シフト勤務を追加。

3. 附属図書館

○閲覧、文献複写及び参考調査等利用者サービスの業務に従事する職員

利用者サービス業務の効率化を図るため、シフト勤務を変更。

4. 人間科学研究科

○学生窓口業務に従事する職員

学生窓口対応業務の円滑化を図るため、シフト勤務を追加。

5. 生命機能研究科

○研究等に従事する職員

研究科内のネットワーク等の情報管理業務の一環として、記録の解析、ネットワーク稼働状況のモニター等の業務を円滑に行うため、シフト勤務を変更。

6. 免疫学フロンティア研究センター

○技術業務等に従事する職員、研究室において事務に従事する職員

所属研究室の機材管理及び施設管理等の業務を円滑に進めるため、シフト勤務を追加。

7. 知的財産センター

○中之島センターにおいて事務業務に従事する職員

知的財産センターの拠点を中之島センターに設置することに伴い、講義の準備、片付け等の業務を行うため、シフト勤務を追加。

8. 医学部附属病院

○窓口受付等の業務に従事する職員

窓口業務の終了後に集計・収納業務を行うため、シフト勤務を追加。

○医療技術部に勤務する職員

手術時間に応じて、医療機器の操作、片付け及び点検業務を行うため、シフト勤務を追加。

○看護業務に従事する職員

外来診療、病棟診療体制の充実等のため、シフト勤務を追加。

9. 歯学部附属病院

○診療業務に従事する職員

診療体制の充実を図るため、シフト勤務を変更。

② 先端科学イノベーションセンター等の改組に伴う一部改正

先端科学イノベーションセンター、産学連携推進本部等の改組に伴う一部改正。

<改正する就業規則>

①国立大学法人大阪大学シフト勤務等適用職員の勤務時間等に関する取扱い規則

②国立大学法人大阪大学教職員の医師等調整手当に関する細則

国立大学法人大阪大学管理職の範囲等に関する細則

国立大学法人大阪大学任期付教職員の医師等調整手当に関する細則

大阪大学発明規程

国立大学法人大阪大学シフト勤務等適用職員の勤務時間等に関する取扱い規則の一部改正（案）

現 行
(略)

(シフト勤務)

第2条 交替制を含むシフト勤務の適用を受ける職員（休憩時間の時間帯のみがシフトする者を含む。）の勤務時間（始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 (略)

(変形労働時間制)

第3条 変形労働時間制の適用を受ける職員の勤務時間及び休日は、別に定める場合を除き、別表第2に定めるとおりとする。

2 (略)

(略)

別表第1（第2条関係）

職員の区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間	備考
(略)				
国際部に勤務する職員のうち、国際交流の業務に従事する職員で担当理事が指定する者	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
学生部に勤務する職員のうち、学生窓口業務に従事する職員で担当理事が指定する者	8時30分	17時15分	12時15分～13時00分	
	9時15分	18時00分	13時00分～13時45分	
	11時15分	20時00分	15時15分～16時00分	
	8時45分	17時30分	12時45分～13時30分	
附属図書館に勤務する職員のうち、閲覧、文献複写及び参考調査等利用者サービスの業務に従事する職員で図書館長が指定する者	8時30分	17時15分	11時30分～12時15分	
			11時45分～12時30分	
			12時25分～13時10分	
			12時30分～13時15分	
	13時05分～13時50分			
10時30分	19時15分	13時00分～13時45分		
(略)				
人間科学研究科事務部に勤務する職員のうち、学生窓口業務に従事する職員で人間科学研究科長が指定する者	8時30分	17時15分	12時15分～13時00分	
			11時30分～12時15分	

改 正（案）
(略)

(同左)

第2条 同左

2 (略)

(同左)

第3条 同左

2 (略)

(略)

別表第1（同左）

職員の区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間	備考
(略)				
国際交流オフィスに勤務する職員のうち、国際交流の業務に従事する職員で担当理事が指定する者	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
学生部に勤務する職員のうち、学生窓口業務に従事する職員で担当理事が指定する者	8時30分	17時15分	11時30分～12時15分	
			12時15分～13時00分	
	9時15分	18時00分	13時00分～13時45分	
	13時15分～14時00分			
	11時15分	20時00分	15時15分～16時00分	
8時45分	17時30分	12時45分～13時30分		
附属図書館に勤務する職員のうち、閲覧、文献複写及び参考調査等利用者サービスの業務に従事する職員で図書館長が指定する者	8時30分	17時15分	11時45分～12時30分	
			13時00分～13時45分	
	10時30分	19時15分	13時00分～13時45分	
(略)				
人間科学研究科事務部に勤務する職員のうち、学生窓口業務に従事する職員で人間科学研究科長が指定する者	8時30分	17時15分	11時30分～12時15分	
			12時15分～13時00分	
			12時30分～13時15分	

(略)			
生命機能研究科に勤務する職員のうち、研究等に 従事する職員で生命機能研究科長が指定する者	10時00分	18時45分	12時30分～13時15分
			12時45分～13時30分
(略)			
免疫学フロンティア研究センターに勤務 する職員のうち、技術業務等に従事する 職員で免疫学フロンティア研究センター 拠点長が指定する者	9時00分	17時45分	12時15分～13時00分
	10時00分	18時45分	12時15分～13時00分
免疫学フロンティア研究センターに勤務 する職員のうち、研究室において事務に 従事する職員で免疫学フロンティア研究 センター拠点長が指定する者	9時00分	17時45分	12時15分～13時00分
医学部附属病院に勤務する職員のうち、 外来診療において看護業務等に従事する 職員で医学部附属病院長が指定する者	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)			

※ この別表は、大学に常勤勤務する職員（任期付の職員を含む。）、定時勤務職員及び定時
教育研究等職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

職員の区分	休日	勤務時間	休憩時間
(略)			
医学部附属病院に勤務する職員のうち、窓口受付等 の業務に従事する職員で 医学部附属病院長が指定 する者	①日曜日 ②土曜日 ③祝日法による休日 ④年末年始の休日 ⑤その他、大学が特に指 定する日 ただし、上記の日に勤務 を命じられた場合は、医 学部附属病院長が指定 する日	(略)	(略)
		9時00分～17時45分	12時45分～13時30分
		9時30分～18時15分	13時15分～14時00分
		(略)	(略)
(略)			

(略)			
生命機能研究科に勤務する職員のうち、研究等に 従事する職員で生命機能研究科長が指定する者	9時00分	17時45分	12時15分～13時00分
	10時00分	18時45分	12時45分～13時30分
(略)			
免疫学フロンティア研究センターに勤務 する職員のうち、技術業務等に従事する 職員で免疫学フロンティア研究センター 拠点長が指定する者	9時00分	17時45分	12時15分～13時00分
	9時15分	18時00分	12時45分～13時30分
	9時30分	18時15分	12時15分～13時00分
	10時00分	18時45分	12時15分～13時00分
免疫学フロンティア研究センターに勤務する職員のうち、研究室において事務に従事する職員で免疫学フロンティア研究センター拠点長が指定する者	9時00分	17時45分	12時15分～13時00分
	9時30分	18時15分	12時15分～13時00分
知的財産センターに勤務する職員のうち、中之 島センターにおいて事務業務に従事する職員で 知的財産センター長が指定する者	10時15分	19時00分	12時15分～13時00分
医学部附属病院に勤務する職員のうち、 外来診療において看護業務等に従事する 職員で医学部附属病院長が指定する者	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)			

※ 同左

別表第2（同左）

職員の区分	休日	勤務時間	休憩時間
(略)			
医学部附属病院に勤務する職員のうち、窓口受付 等の業務に従事する職員 で医学部附属病院長が指 定する者	①日曜日 ②土曜日 ③祝日法による休日 ④年末年始の休日 ⑤その他、大学が特に指 定する日 ただし、上記の日に勤務 を命じられた場合は、医 学部附属病院長が指定 する日	(略)	(略)
		9時00分～17時45分	12時45分～13時30分
		9時15分～18時00分	13時00分～13時45分
		9時30分～18時15分	13時15分～14時00分
		(略)	(略)
(略)			

医学部附属病院医療技術部に勤務する職員で医学部附属病院長が指定する者	割振り単位期間ごとに医学部附属病院長が指定する日	(略)			
		10時00分～16時45分	12時30分～13時15分		
		13時00分～21時45分	17時15分～18時00分		
		(略)			
(略)					
医学部附属病院に勤務する職員のうち、看護業務に従事する職員で医学部附属病院長が指定する者	①日曜日 ②土曜日 ③祝日法による休日 ④年末年始の休日 ⑤その他、大学が特に指定する日 ただし、上記の日に勤務を命じられた場合は、医学部附属病院長が指定する日	(略)			
		8時00分～16時45分	12時00分～12時45分		
			12時45分～13時30分		
		8時30分～17時15分	12時30分～13時15分		
			13時15分～14時00分		
		(略)			
		13時00分～21時45分	18時30分～19時15分		
			19時15分～20時00分		
		(略)			
		歯学部附属病院において診療業務に従事する職員で歯学部附属病院長が指定する者	割振り単位期間ごとに歯学部附属病院長が指定する日	(略)	
19時15分～翌日の4時00分	23時15分～24時00分				
0時00分～8時45分	4時00分～4時45分				

※ この別表は、大学に常勤勤務する職員（任期付の職員を含む。）、定時勤務職員及び定時教育研究等職員に適用する。

医学部附属病院医療技術部に勤務する職員で医学部附属病院長が指定する者	割振り単位期間ごとに医学部附属病院長が指定する日	(略)	
		10時00分～16時45分	12時30分～13時15分
		10時30分～19時15分	12時45分～13時30分
		13時00分～21時45分	17時15分～18時00分
(略)			
医学部附属病院に勤務する職員のうち、看護業務に従事する職員で医学部附属病院長が指定する者	①日曜日 ②土曜日 ③祝日法による休日 ④年末年始の休日 ⑤その他、大学が特に指定する日 ただし、上記の日に勤務を命じられた場合は、医学部附属病院長が指定する日	(略)	
		8時00分～16時45分	12時00分～12時45分
			12時45分～13時30分
		8時15分～17時00分	12時15分～13時00分
			13時00分～13時45分
		8時30分～17時15分	12時30分～13時15分
			13時15分～14時00分
		(略)	
		13時00分～21時45分	18時30分～19時15分
			19時15分～20時00分
13時30分～22時15分	18時30分～19時15分		
	19時15分～20時00分		
14時00分～22時45分	18時30分～19時15分		
	19時15分～20時00分		
14時30分～23時15分	18時30分～19時15分		
	19時15分～20時00分		
15時00分～23時45分	18時30分～19時15分		
	19時15分～20時00分		
(略)			
歯学部附属病院において診療業務に従事する職員で歯学部附属病院長が指定する者	割振り単位期間ごとに歯学部附属病院長が指定する日	(略)	
		19時15分～翌日の4時00分	0時00分～0時45分
		0時00分～8時45分	3時15分～4時00分

※ 同左

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

国立大学法人大阪大学教職員の医師等調整手当に関する細則の一部改正（案）

現 行

（略）

（教職員の範囲）

第2条 医師等調整手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して支給する。

(1) 別表に掲げる職に新たに採用された者(医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。)であって、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。)に規定する大学卒業の日から37年(医師法(昭和23年法律第201号。以下「医師法」という。)に規定する臨床研修(第3条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第3条において「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(以下「経過期間」という。)内に行われたもの

(2) 前号の経過期間内に別表に掲げる職を占めることとなった者(医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。)

2 (略)

（略）

別表

医師等調整手当の支給対象となる職

医師等調整手当の支給対象となる職は、次の(1)から(15)までの組織に所属する教授、准教授、講師、助教、助手又は教務職員とする。

(1)

(2)

改 正（案）

（略）

（同左）

第2条 同左

(1) 同左

(2) 同左

2 (略)

（略）

別表

医師等調整手当の支給対象となる職

医師等調整手当の支給対象となる職は、次の(1)から(14)までの組織に所属する教授、准教授、講師、助教、助手又は教務職員とする。

(1)

(2)

- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)
- (9)
- (10)
- (11)
- (12)

(略)

(13) 先端科学イノベーションセンター

(14) 保健センター

(15) その他大学が特に必要と認めた組織

(略)

- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)
- (9)
- (10)
- (11)
- (12)

(略)

(13) 保健センター

(14) その他大学が特に必要と認めた組織

(略)

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

国立大学法人大阪大学管理職の範囲等に関する細則の一部改正（案）

現 行

(略)

(管理職の範囲等)

第2条 管理職の範囲及び当該管理職に係る職責区分は、別表第1に定めるとおりとする。その場合、複数の管理職を兼ねる者については、管理職手当の額の最も多い職責区分を適用するものとする。

2 別表第1に定める管理職手当の支給及び職責区分は、組織再編等のほか、大学の財務状況等を勘案し、変更を行うことがある。

(略)

別表第1

職種	職責区分
(略)	
国際教育交流センター長	(略)
先端科学イノベーションセンター長	V種
大学教育実践センター長	(略)
(略)	

(略)

改 正（案）

(略)

(同左)

第2条 同左

2 同左

(略)

別表第1

職種	職責区分
(略)	
国際教育交流センター長	(略)
大学教育実践センター長	(略)
(略)	

(略)

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

国立大学法人大阪大学任期付教職員の医師等調整手当に関する細則の一部改正（案）

現 行

（略）

（教職員の範囲）

第2条 医師等調整手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して支給する。

(1) 別表に掲げる職に新たに採用された者(医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。)であって、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。)に規定する大学卒業の日から37年(医師法(昭和23年法律第201号。以下「医師法」という。)に規定する臨床研修(第3条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第3条において「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(以下「経過期間」という。)内に行われたもの

(2) 前号の経過期間内に別表に掲げる職を占めることとなった者(医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。)

2 (略)

（略）

別表

医師等調整手当の支給対象となる職

医師等調整手当の支給対象となる職は、次の(1)から(15)までの組織に所属する教授、准教授、講師、助教、助手又は教務職員とする。

(1)

(2)

改 正（案）

（略）

（同左）

第2条 同左

(1) 同左

(2) 同左

2 (略)

（略）

別表

医師等調整手当の支給対象となる職

医師等調整手当の支給対象となる職は、次の(1)から(14)までの組織に所属する教授、准教授、講師、助教、助手又は教務職員とする。

(1)

(2)

- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)
- (9)
- (10)
- (11)
- (12)

(略)

(13) 先端科学イノベーションセンター

(14) 保健センター

(15) その他大学が特に必要と認めた組織

(略)

- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)
- (9)
- (10)
- (11)
- (12)

(略)

(13) 保健センター

(14) その他大学が特に必要と認めた組織

(略)

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

大阪大学発明規程の一部改正（案）

現 行

（略）

（産学連携推進本部）

第5条 本学に別に定めるところにより産学連携推進本部を置く。

（略）

（異議の申立て）

第11条 教職員等は、その届出に対する第9条第1項の規定に基づく決定に対して異議があるときは、決定の通知を受けた日から10日以内に、所定の様式により、所属部局の長を経由して、総長に異議を申し立てることができる。

2 総長は、前項の規定による申立書の送付を受けたときは、その申立書が所属部局の長に受理された日から20日以内に、委員会の審議結果に基づき、申立てに係る決定を変更するか否かを決定し、所属部局の長を経由して、申立てをした者に通知するものとする。

3 前項に規定する委員会の審議に当たって、委員長が必要と認めるときは、産学連携推進本部の意見を聴取することができる。

4 （略）

（略）

（特許権等に係る出願）

第14条 総長は、特許を受ける権利等を承継すると決定したときは、速やかに、産学連携推進本部に特許権等に係る出願の指示を行うものとする。

改 正（案）

（略）

（産学連携本部）

第5条 本学に別に定めるところにより産学連携本部を置く。

（略）

（同左）

第11条 同左

2 同左

3 前項に規定する委員会の審議に当たって、委員長が必要と認めるときは、産学連携本部の意見を聴取することができる。

4 （略）

（略）

（同左）

第14条 総長は、特許を受ける権利等を承継すると決定したときは、速やかに、産学連携本部に特許権等に係る出願の指示を行うものとする。

(略)

(要望の申出)

第21条 教職員等は、本学が承継した知的財産権又は特許を受ける権利等に関し、本学による出願、運用又は処分取扱いに対して要望のある場合は、所定の様式により所属部局の長を経由して総長に要望を申し出ることができる。

2 総長は、前項の規定による要望書の送付を受けたときは、産学連携**推進**本部長に適切な対応の指示をするものとする。

(略)

(同左)

第21条 同左

2 総長は、前項の規定による要望書の送付を受けたときは、産学連携本部長に適切な対応の指示をするものとする。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

国立大学法人大阪大学シフト勤務等適用職員の勤務時間等に関する取扱い規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人大阪大学に勤務する者のうち、交替制を含むシフト勤務又は変形労働時間制の適用を受けるもの(短時間勤務職員及び短時間教育研究職員を除く。以下「職員」という。)について、その勤務時間等に関する取扱いを定めることを目的とする。

（シフト勤務）

第2条 交替制を含むシフト勤務の適用を受ける職員(休憩時間の時間帯のみがシフトする者を含む。)の勤務時間(始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯)は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の職員に係る勤務時間の割り振りは、当該職員の所属する部局等の長(以下「部局長」という。)が行うものとする。

（変形労働時間制）

第3条 変形労働時間制の適用を受ける職員の勤務時間及び休日は、別に定める場合を除き、別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の職員に係る勤務時間の割り振りは、1か月ごとに部局長が行うものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年7月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年5月23日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年2月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年11月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

職員の区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間	備考
国際交流オフィスに勤務する職員のうち、国際交流の業務に従事する職員で担当理事が指定する者	8時30分	17時15分	11時30分～12時15分	
	9時30分	18時15分	11時30分～12時15分	
学生部に勤務する職員のうち、学生窓口業務に従事する職員で担当理事が指定する者	8時30分	17時15分	11時30分～12時15分	
			12時15分～13時00分	
	9時15分	18時00分	13時00分～13時45分	
			13時15分～14時00分	
	11時15分	20時00分	15時15分～16時00分	
8時45分	17時30分	12時45分～13時30分		
附属図書館に勤務する職員のうち、閲覧、文献複写及び参考調査等利用者サービスの業務に従事する職員で図書館長が指定する者	8時30分	17時15分	11時45分～12時30分	
			13時00分～13時45分	
	10時30分	19時15分	13時00分～13時45分	
文学部及び文学研究科・総合学術博物館事務部に勤務する職員のうち、学生窓口業務に従事する職員で文学研究科長が指定する者	8時30分	17時15分	11時30分～12時15分	
			11時45分～12時30分	
			12時15分～13時00分	
			12時30分～13時15分	
人間科学研究科事務部に勤務する職員のうち、学生窓口業務に従事する職員で人間科学研究科長が指定する者	8時30分	17時15分	11時30分～12時15分	
			12時15分～13時00分	
			12時30分～13時15分	
法学研究科・高等司法研究科事務部に勤務する職員のうち、学生窓口業務に従事する職員で法学研究科長又は高等司法研究科長が指定する者	8時30分	17時15分	11時45分～12時30分	
			12時30分～13時15分	
経済学研究科・国際公共政策研究科事務部に勤務する職員のうち、学生窓口業務に従事する職員で経済学研究科長又は国際公共政策研究科長が指定する者	8時30分	17時15分	11時30分～12時15分	
			12時30分～13時15分	
	9時30分	18時15分	13時15分～14時00分	
理学研究科事務部に勤務する職員のうち、学生窓口業務に従事する職員で理学研究科長が指定する者	8時30分	17時15分	11時45分～12時30分	
理学部に勤務する職員のうち、実験等に従事する職員で理学部長が指定する者	9時30分	18時15分	12時00分～12時45分	
			12時15分～13時00分	
			12時30分～13時15分	
医学系研究科保健学事務室に勤務する職員のうち、学生窓口業務に従事する職員で医学系研究科長が指定する者	8時30分	17時15分	11時45分～12時30分	

医学部医学科に勤務する職員のうち、病理解剖業務に従事する職員で医学部長が指定する者	9時15分	18時00分	12時15分～13時00分	
歯学研究科事務部に勤務する職員のうち、学生窓口業務に従事する職員で歯学研究科長が指定する者	8時30分	17時15分	11時45分～12時30分	
薬学研究科に勤務する職員のうち、実験等に従事する職員で薬学研究科長が指定する者	8時30分	17時15分	12時15分～13時00分	
	10時00分	18時45分	13時15分～14時00分	
薬学研究科事務部に勤務する職員のうち、学生窓口業務に従事する職員で薬学研究科長が指定する者	8時30分	17時15分	12時15分～13時00分 11時45分～12時30分	
工学研究科事務部に勤務する職員のうち、学生窓口業務に従事する職員で工学研究科長が指定する者	8時30分	17時15分	11時45分～12時30分	
工学部に勤務する職員のうち、技術業務等に従事する職員で工学部長が指定する者	7時30分	16時15分	12時15分～13時00分	
	8時30分	17時15分	12時15分～13時00分	
	9時30分	18時15分	12時15分～13時00分	
工学研究科に勤務する職員のうち、研究等に従事する職員で工学研究科長が指定する者	10時00分	18時45分	12時15分～13時00分	
基礎工学研究科事務部に勤務する職員のうち、学生窓口業務に従事する職員で基礎工学研究科長が指定する者	8時30分	17時15分	11時45分～12時30分 12時30分～13時15分	
基礎工学部・基礎工学研究科に勤務する職員のうち、実験等に従事する職員で基礎工学部長又は基礎工学研究科長が指定する者	8時30分	17時15分	12時15分～13時00分	
	9時00分	17時45分	12時15分～13時00分	
	9時30分	18時15分	12時15分～13時00分	
言語文化研究科事務部に勤務する職員のうち、学生窓口業務に従事する職員で言語文化研究科長が指定する者	8時30分	17時15分	11時30分～12時15分	
	10時30分	19時15分	11時30分～12時15分	
情報科学研究科に勤務する職員のうち、実験等に従事する職員で情報科学研究科長が指定する者	9時00分	17時45分	12時15分～13時00分	
	9時30分	18時15分	12時15分～13時00分	
生命機能研究科に勤務する職員のうち、研究等に従事する職員で生命機能研究科長が指定する者	9時00分	17時45分	12時15分～13時00分	
	10時00分	18時45分	12時45分～13時30分	
外国語学部勤務する職員のうち、学生窓口業務に従事する職員で外国語学部長が指定する者	8時30分	17時15分	11時30分～12時15分	
	9時30分	18時15分	11時30分～12時15分	
	11時30分	20時15分	16時30分～17時15分	
	12時45分	21時30分	16時30分～17時15分	
微生物病研究所に勤務する職員のうち、実験等に従事する職員で微生物病研究所長が指定する者	7時00分	15時45分	11時15分～12時00分	
	9時00分	17時45分	12時15分～13時00分	
	9時30分	18時15分	12時15分～13時00分	
微生物病研究所に勤務する職員のうち、研究等に従事する職員で微生物病研究所長が指定する者	9時00分	17時45分	12時15分～13時00分	
	9時30分	18時15分	12時15分～13時00分	
蛋白質研究所に勤務する職員のうち、実験等に従事する職員で蛋白質研究所長が指定する者	9時00分	17時45分	12時45分～13時30分	
	9時30分	18時15分	13時15分～14時00分	
蛋白質研究所に勤務する職員のうち、研究等に従事する職員で蛋白質研究所長が指定する者	8時30分	17時15分	12時15分～13時00分	
	8時45分	17時30分	12時30分～13時15分	
	9時00分	17時45分	12時45分～13時30分	
	9時30分	18時15分	13時15分～14時00分	
	10時00分	18時45分	13時15分～14時00分	
			13時45分～14時30分	
レーザーエネルギー学研究センターに勤務する職員のうち、実験等に従事する職員でレーザーエネルギー学研究センター長が指定する者	9時00分	17時45分	12時15分～13時00分	
	9時30分	18時15分	12時15分～13時00分	
	12時15分	21時00分	18時30分～19時15分	
極限量子科学研究センターに勤務する職員のうち、実験等に従事する職員で極限量子科学研究センター長が指定する者	8時30分	17時15分	12時15分～13時00分	
	9時00分	17時45分	12時15分～13時00分	
	9時30分	18時15分	12時15分～13時00分	
太陽エネルギー化学研究センターに勤務する職員のうち、実験等に従事する職員で太陽エネルギー化学研究センター長が指定する者	8時30分	17時15分	12時15分～13時00分	
	9時00分	17時45分	12時15分～13時00分	
	9時30分	18時15分	12時15分～13時00分	

大学教育実践センターに勤務する職員のうち、大学教育実践センター長が指定する者	8時30分	17時15分	11時35分～12時20分	
	9時30分	18時15分	11時35分～12時20分	
保健センターに勤務する職員のうち、看護等の業務に従事する職員で保健センター長が指定する者	8時30分	17時15分	11時30分～12時15分	
	12時25分	21時10分	16時30分～17時15分	
	11時05分	19時50分	13時05分～13時50分	
世界言語研究センターに勤務する職員のうち、研究等に従事する職員で、世界言語研究センター長が指定する者	12時45分	21時30分	16時15分～17時00分	
	8時30分	17時15分	12時00分～12時45分	
免疫学フロンティア研究センターに勤務する職員のうち、技術業務等に従事する職員で免疫学フロンティア研究センター拠点長が指定する者	9時00分	17時45分	12時15分～13時00分	
			12時45分～13時30分	
	9時15分	18時00分	12時15分～13時00分	
	9時30分	18時15分	12時15分～13時00分	
免疫学フロンティア研究センターに勤務する職員のうち、研究室において事務に従事する職員で免疫学フロンティア研究センター拠点長が指定する者	9時00分	17時45分	12時15分～13時00分	
	9時30分	18時15分	12時15分～13時00分	
知的財産センターに勤務する職員のうち、中之島センターにおいて事務業務に従事する職員で知的財産センター長が指定する者	10時15分	19時00分	12時15分～13時00分	
医学部附属病院に勤務する職員のうち、外来診療において看護業務等に従事する職員で医学部附属病院長が指定する者	8時00分	16時45分	11時45分～12時30分	
			12時30分～13時15分	
	8時15分	17時00分	11時45分～12時30分	
			12時30分～13時15分	
歯学部附属病院に勤務する職員のうち、窓口受付、情報処理、調剤、臨床検査、診療放射線照射、歯科技工、歯科衛生、看護等の業務に従事する職員(中央手術室・中央材料室において看護業務に従事する職員を除く。)で歯学部附属病院長が指定する者	8時30分	17時15分	11時30分～12時15分	
			11時45分～12時30分	
			12時00分～12時45分	
			12時30分～13時15分	
歯学部附属病院に勤務する職員のうち、中央手術室・中央材料室において看護業務に従事する職員で歯学部附属病院長が指定する者	8時30分	17時15分	11時00分～11時45分	
			11時30分～12時15分	
			11時45分～12時30分	
			12時00分～12時45分	
	10時45分	19時30分	12時45分～13時30分	
			15時00分～15時45分	

※ この別表は、大学に常勤勤務する職員(任期付の職員を含む。)、非常勤職員(定時勤務職員)及び非常勤職員(定時教育研究等職員)に適用する。

別表第2(第3条関係)

職員の区分	休日	勤務時間	休憩時間
医学系研究科保健学事務室に勤務する警務員で医学系研究科長が指定する者	割振り単位期間ごとに医学系研究科長が指定する日	(日勤) 8時30分～17時15分	12時15分～13時00分
		(夜勤) 8時30分～翌日の8時30分	12時15分～13時00分及び 17時15分～18時15分及び 00時00分～6時15分
医学部附属病院総務課、管理課及び医事課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	①日曜日	8時30分～17時15分	12時00分～12時45分
	②土曜日		12時15分～13時00分
	③祝日法による休日		12時45分～13時30分
	④年末年始の休日	8時30分～18時30分	12時00分～13時00分
	⑤その他、大学が特に指定する日	8時30分～19時30分	12時00分～13時00分
	ただし、上記の日に勤務を命じられた場合は、医学部附属病院長が指定する日	8時30分～12時30分	/
		13時15分～17時15分	/

医学部附属病院に勤務する職員のうち、窓口受付等の業務に従事する職員で医学部附属病院長が指定する者	①日曜日 ②土曜日 ③祝日法による休日 ④年末年始の休日 ⑤その他、大学が特に指定する日 ただし、上記の日に勤務を命じられた場合は、医学部附属病院長が指定する日	8時30分～17時15分	12時00分～12時45分
			12時15分～13時00分
			12時45分～13時30分
		7時30分～16時15分	12時00分～12時45分
		7時45分～16時30分	12時00分～12時45分
		8時00分～16時45分	12時00分～12時45分
		8時15分～17時00分	12時00分～12時45分
		8時45分～17時30分	12時30分～13時15分
		9時00分～17時45分	12時45分～13時30分
		9時15分～18時00分	13時00分～13時45分
		9時30分～18時15分	13時15分～14時00分
		8時30分～18時30分	12時00分～13時00分
		8時30分～19時30分	12時00分～13時00分
		8時30分～12時30分	/
13時15分～17時15分	/		
医学部附属病院に勤務する職員のうち、情報処理業務に従事する職員で医学部附属病院長が指定する者	①日曜日 ②土曜日 ③祝日法による休日 ④年末年始の休日 ⑤その他、大学が特に指定する日 ただし、上記の日に勤務を命じられた場合は、医学部附属病院長が指定する日	8時30分～17時15分	12時00分～12時45分
			12時15分～13時00分
			12時45分～13時30分
		8時00分～16時45分	12時00分～12時45分
		10時00分～18時45分	13時00分～13時30分及び 16時30分～16時45分
		13時15分～22時00分	17時15分～18時00分
		15時15分～24時00分	19時15分～20時00分
		17時15分～翌日の2時00分	21時15分～22時00分
22時00分～翌日の6時45分	2時00分～2時45分		
医学部附属病院栄養マネジメント部に勤務する栄養士で医学部附属病院長が指定する者	割振り単位期間ごとに医学部附属病院長が指定する日	8時30分～17時15分	11時45分～12時30分
			12時30分～13時15分
		8時30分～18時30分	12時00分～13時00分
		9時45分～18時30分	12時00分～12時45分
		8時30分～15時15分	11時45分～12時30分 12時30分～13時15分
医学部附属病院栄養マネジメント部に勤務する調理士で医学部附属病院長が指定する者	割振り単位期間ごとに医学部附属病院長が指定する日	4時00分～15時00分	10時30分～11時30分
		8時30分～17時15分	11時45分～12時30分 12時30分～13時15分
			/
		14時00分～20時00分	/
医学部附属病院医療技術部に勤務する職員で医学部附属病院長が指定する者	割振り単位期間ごとに医学部附属病院長が指定する日	8時30分～12時30分	/
		8時30分～15時15分	11時45分～12時30分 12時30分～13時15分
		8時30分～17時15分	11時45分～12時30分
			12時00分～12時45分
			12時15分～13時00分
			12時30分～13時15分 12時45分～13時30分
		8時30分～19時30分	12時15分～13時00分及び 17時15分～17時30分
		8時30分～翌日の8時30分	12時30分～17時15分及び 21時00分～21時45分及び 1時00分～7時30分
			12時15分～13時00分及び 18時30分～20時00分及び 0時00分～3時00分及び 4時00分～6時45分

			18時30分～20時00分及び 0時00分～3時00分及び 4時00分～6時45分
			19時15分～20時00分及び 0時00分～2時00分及び 6時00分～6時30分
		17時15分～翌日の12時30分	19時15分～20時00分及び 0時00分～2時00分及び 7時00分～7時30分
医学部附属病院薬剤部に勤務する薬剤師で医学部附属 病院長が指定する者	①日曜日 ②土曜日 ③祝日法による休日 ④年末年始の休日 ⑤その他、大学が特に指定する日 ただし、上記の日に勤務を命じられた場合 は、医学部附属病院長が指定する日	8時30分～17時15分	12時00分～12時45分 12時15分～13時00分 12時45分～13時30分
		12時15分～21時00分	16時15分～16時30分及び 19時00分～19時30分 16時30分～16時45分及び 19時30分～20時00分
医学部附属病院看護部(病棟、高度救命救急センター、 総合周産期母子医療センター、集中治療部及びハート センター)に勤務する助産師、看護師及び准看護師で医 学部附属病院長が指定する者	割振り単位期間ごとに医学部附属病院長 が指定する日	(日勤) 8時30分～17時15分	11時45分～12時30分 12時30分～13時15分
		(準夜勤) 15時15分～24時00分	19時15分～20時00分 20時00分～20時45分
		(深夜勤) 0時00分～8時45分	3時15分～4時00分 4時00分～4時45分
		(夜勤) 15時45分～翌日の9時30分	22時00分～23時30分及び 5時30分～5時45分 0時00分～1時30分及び 5時45分～6時00分 21時30分～21時45分及び 2時00分～3時30分
医学部附属病院看護部(手術部)に勤務する看護師及び 准看護師で医学部附属病院長が指定する者	割振り単位期間ごとに医学部附属病院長 が指定する日	(日勤) 8時30分～17時15分	11時45分～12時30分 12時30分～13時15分
		(夜勤) 15時15分～翌日の9時00分	19時15分～20時00分及び 0時00分～0時30分及び 4時30分～5時00分 18時30分～19時15分及び 23時30分～24時00分及び 4時00分～4時30分
医学部附属病院に勤務する職員のうち、看護業務に従 事する職員で医学部附属病院長が指定する者	①日曜日 ②土曜日 ③祝日法による休日 ④年末年始の休日 ⑤その他、大学が特に指定する日 ただし、上記の日に勤務を命じられた場合 は、医学部附属病院長が指定する日	7時00分～15時45分	11時00分～11時45分 11時45分～12時30分
		7時30分～16時15分	11時30分～12時15分 12時15分～13時00分
		7時45分～16時30分	11時45分～12時30分 12時30分～13時15分
		8時00分～16時45分	12時00分～12時45分 12時45分～13時30分
		8時15分～17時00分	12時15分～13時00分 13時00分～13時45分
		8時30分～17時15分	12時30分～13時15分 13時15分～14時00分
		9時00分～17時45分	12時15分～13時00分 13時00分～13時45分
		9時30分～18時15分	12時45分～13時30分 13時30分～14時15分
		10時00分～18時45分	13時15分～14時00分 14時00分～14時45分

--

--

10時30分～19時15分	13時15分～14時00分
	14時00分～14時45分
11時00分～19時45分	13時15分～14時00分
	14時00分～14時45分
11時15分～20時00分	13時30分～14時15分
	16時00分～16時45分
11時30分～20時15分	15時30分～16時15分
	16時15分～17時00分
12時00分～20時45分	17時30分～18時15分
	18時15分～19時00分
12時30分～21時15分	18時00分～18時45分
	18時45分～19時30分
13時00分～21時45分	18時30分～19時15分
	19時15分～20時00分
13時30分～22時15分	18時30分～19時15分
	19時15分～20時00分
14時00分～22時45分	18時30分～19時15分
	19時15分～20時00分
14時30分～23時15分	18時30分～19時15分
	19時15分～20時00分
15時00分～23時45分	18時30分～19時15分
	19時15分～20時00分

医学部附属病院において診療業務に従事する職員で医学部附属病院長が指定する者

割振り単位期間ごとに医学部附属病院長が指定する日

17時00分～20時00分	/
8時00分～12時00分	/
8時30分～12時30分	/
11時30分～15時30分	/
13時00分～17時00分	/
13時30分～17時30分	/
14時00分～18時00分	/
14時30分～18時30分	/
15時00分～19時00分	/
15時30分～19時30分	/
16時00分～20時00分	/
17時00分～21時00分	/
17時30分～21時30分	/
18時00分～22時00分	/
16時00分～21時00分	/
7時30分～16時15分	12時15分～13時00分
7時30分～18時30分	12時00分～13時00分
7時30分～19時30分	12時00分～13時00分
7時30分～20時30分	12時30分～13時30分
	13時00分～14時00分
8時00分～19時00分	12時30分～13時30分
8時00分～21時00分	12時30分～13時00分及び 19時00分～19時30分
8時00分～21時30分	12時30分～13時30分及び 19時30分～20時00分
8時30分～17時15分	12時00分～12時45分
	12時15分～13時00分
	12時45分～13時30分
8時30分～20時00分	12時00分～15時30分
	12時30分～16時00分
	13時00分～16時30分

		8時30分～20時30分	12時00分～16時00分
			12時30分～16時30分
		8時30分～21時00分	12時00分～16時30分
			12時30分～17時00分
			13時00分～17時30分
		8時30分～21時15分	12時15分～17時00分
		8時30分～21時30分	12時00分～17時00分
			12時30分～17時30分
		8時30分～22時00分	12時00分～17時30分
			12時30分～18時00分
		13時00分～20時45分	17時15分～18時00分
		13時00分～21時45分	17時00分～17時45分
			17時15分～18時00分
			18時00分～18時45分
		13時15分～22時00分	17時15分～18時00分
		15時15分～24時00分	19時15分～20時00分
			20時00分～20時45分
		0時00分～8時45分	3時15分～4時00分
			4時00分～4時45分
		8時30分～19時30分	12時15分～13時00分及び 17時15分～17時30分
		8時30分～21時30分	12時15分～13時00分及び 17時15分～17時30分
		17時30分～翌日の8時30分	0時00分～1時00分
		18時00分～翌日の8時30分	19時00分～19時30分及び 1時00分～2時00分
		18時30分～翌日の7時30分	0時00分～1時00分
19時00分～翌日の8時30分	20時30分～21時00分及び 1時00分～2時00分		
	0時00分～1時00分及び 5時30分～6時00分		
20時00分～翌日の9時00分	2時00分～2時30分及び 7時00分～7時30分		
歯学部附属病院看護部(中央病棟)に勤務する看護師及び 主任看護師で歯学部附属病院長が指定する者	割振り単位期間ごとに歯学部附属病院長 が指定する日	(日勤)	11時45分～12時30分
		8時30分～17時15分	12時30分～13時15分
		7時45分～16時30分	11時45分～12時30分
		11時30分～20時15分	13時30分～14時15分 15時30分～16時15分
		(準夜勤)	19時15分～20時00分
		15時15分～24時00分	20時00分～20時45分
		(深夜勤)	3時15分～4時00分
		0時00分～8時45分	4時00分～4時45分
歯学部附属病院において診療業務に従事する職員で歯 学部附属病院長が指定する者	割振り単位期間ごとに歯学部附属病院長 が指定する日	8時30分～17時15分	12時00分～12時45分 12時45分～13時30分
		8時30分～21時30分	12時00分～13時00分 13時00分～14時00分
		10時00分～18時45分	13時30分～14時15分
		13時15分～22時00分	16時30分～17時15分
		19時15分～翌日の4時00分	0時00分～0時45分
		0時00分～8時45分	3時15分～4時00分

※ この別表は、大学に常勤勤務する職員(任期付の職員を含む。)、非常勤職員(定時勤務職員)及び非常勤職員(定時教育研究等職員)に適用する。

国立大学法人大阪大学教職員の医師等調整手当に関する細則（案）

（目的）

第1条 この細則は、国立大学法人大阪大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)第26条の規定に基づき、医師等調整手当の支給に関する細目を定めることを目的とする。

2 この細則において、「大学」とは、国立大学法人大阪大学のことをいい、「教職員」とは、給与規程の適用を受ける者をいう。

（教職員の範囲）

第2条 医師等調整手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して支給する。

- (1) 別表に掲げる職に新たに採用された者(医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。)であって、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。)に規定する大学卒業の日から37年(医師法(昭和23年法律第201号。以下「医師法」という。)に規定する臨床研修(第3条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第3条において「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(以下「経過期間」という。)内に行われたもの
 - (2) 前号の経過期間内に別表に掲げる職を占めることとなった者(医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、医師等調整手当を支給されていた期間が通算して35年を経過した者には、医師等調整手当を支給しない。

（支給期間及び支給額）

第3条 医師等調整手当の支給期間は35年とし、その月額の前条第1項の教職員となった日以後の期間の区分に応じ、給与規程別表8(以下「給与規程別表」という。)に掲げる額とする。この場合において、大学卒業の日から前条第1項の教職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる教職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の教職員を除く。)に対する給与規程別表の適用については、採用の日又は前条第1項第2号の教職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間、医師等調整手当が支給されていたものとする。

- 2 医師等調整手当を支給されている教職員が休職とされた場合における当該教職員に係る給与規程別表の適用については、当該休職の期間(給与規程第41条の規定によりその給与の全額を支給されることとされている期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 3 前条第1項の教職員となった者のうち、これらの教職員となった日以前にこの細則に基づく医師等調整手当、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に規定する初任給調整手当及び他の国立大学法人等において支給する手当でこれに相当するものと認められる手当を支給されていたことのある者で、第1項の規定による医師等調整手当の支給期間に既に医師等調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が、35年を超えることとなるものに係る医師等調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうちその超えることとなる期間に相当する期間、医師等調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（支給の終了）

第4条 医師等調整手当を支給されている教職員が給与規程第26条第1項に規定する職以外の職に異動した場合には、当該異動の日から医師等調整手当を支給しない。

（日割計算）

第5条 教職員が国立大学法人大阪大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第14条第1項の規定により休職とされたとき、就業規則第37条第2項第3号の規定により停職とされたとき、又は国立大学法人大阪大学教職員育児・介護休業等に関する規程に基づき育児休業又は介護休業を取得したときは、その月分の医師等調整手当は、日割計算により、これを支給する。

2 前項の日割計算は、給与規程第6条第2項の規定を準用して、これを行う。

附 則

この細則は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 20 年 3 月 5 日から施行し、平成 19 年 7 月 1 日から適用する。ただし、別表（4）の改正規定は、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

別表

医師等調整手当の支給対象となる職

医師等調整手当の支給対象となる職は、次の(1)から(14)までの組織に所属する教授、准教授、講師、助教、助手又は教務職員とする。

- (1) 医学部、大学院医学系研究科に置かれる講座、学科目及び附属施設
- (2) 歯学部、大学院歯学研究科に置かれる講座、学科目及び附属施設
- (3) 薬学部、大学院薬学研究科に置かれる講座、学科目及び附属施設
- (4) 大学院人間科学研究科の人間行動学講座、臨床教育学講座、行動生態学講座及び人間開発学講座
- (5) 大学院理学研究科の関連生物学講座
- (6) 大学院生命機能研究科の細胞ネットワーク講座、時空生物学講座、個体機能学講座及び脳神経工学講座
- (7) 大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学連合小児発達学研究科に置かれる講座
- (8) 微生物病研究所
- (9) 医学部附属病院
- (10) 歯学部附属病院
- (11) サイバーメディアセンター
- (12) 蛋白質研究所の蛋白質高次機能学研究部門
- (13) 保健センター
- (14) その他大学が特に必要と認めた組織

国立大学法人大阪大学管理職の範囲等に関する細則（案）

（目的）

第1条 この細則は、国立大学法人大阪大学教職員給与規程第25条第2項及び第6項並びに国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程第24条第2項及び第6項の規定に基づき、管理職の範囲等について定めることを目的とする。

（管理職の範囲等）

第2条 管理職の範囲及び当該管理職に係る職責区分は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、複数の管理職を兼ねる者については、管理職手当の額の最も大きい職責区分を適用するものとする。

2 別表第1に定める管理職手当の支給及び職責区分は、組織再編等のほか、大学の財務状況等を勘案し、変更を行うことがある。

（管理職手当の額）

第3条 削除

附 則

この細則は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成16年9月15日から施行し、平成16年7月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この改正に伴い、任期の途中において、管理職手当を支給されなくなる者又はその支給割合が下がる者については、当該任期が満了するまでの間、従前の例により管理職手当を支給するものとする。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この改正に伴い、任期の途中において、管理職手当を支給されなくなる者又はその支給割合が下がる者については、当該任期が満了するまでの間、従前の例により管理職手当を支給するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この改正は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この改正に伴い、任期の途中において管理職手当の支給割合が下がる者については、当該任期が満了するまでの間、従前の例により管理職手当を支給するものとする。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1

職種	職責区分	職種	職責区分
総長補佐【Ⅱ種に該当する者を除く】	Ⅳ種	核物理研究センター長	Ⅲ種
運営組織各室員	Ⅴ種	サイバーメディアセンター長	Ⅲ種
評議員	Ⅴ種	レーザーエネルギー学研究センター長	Ⅲ種
法務室長	Ⅳ種	国際教育交流センター長	Ⅴ種
学部長（外国語学部長を除く）又は総長補佐【Ⅲ種に該当する者に限る】	Ⅱ種	大学教育実践センター長	Ⅴ種
大学院文学研究科長	Ⅲ種	超高圧電子顕微鏡センター長	Ⅵ種
大学院人間科学研究科長	Ⅲ種	生物工学国際交流センター長	Ⅴ種
外国語学部長	Ⅲ種	極限量子科学研究センター長	Ⅴ種
大学院法学研究科長	Ⅲ種	太陽エネルギー化学研究センター長	Ⅵ種
大学院経済学研究科長	Ⅲ種	総合学術博物館長	Ⅴ種
大学院理学研究科長	Ⅲ種	低温センター長	Ⅵ種
大学院医学系研究科長	Ⅲ種	ラジオアイソトープ総合センター長	Ⅵ種
大学院歯学研究科長	Ⅲ種	環境安全研究管理センター長	Ⅵ種
大学院薬学研究科長	Ⅲ種	保健センター長	Ⅵ種
大学院工学研究科長	Ⅲ種	コミュニケーションデザイン・センター長	Ⅴ種
大学院基礎工学研究科長	Ⅲ種	科学教育機器リノベーションセンター長	Ⅵ種
大学院言語文化研究科長	Ⅲ種	世界言語研究センター長	Ⅳ種
大学院国際公共政策研究科長	Ⅲ種	日本語日本文化教育センター長	Ⅳ種
大学院情報科学研究科長	Ⅲ種	副部局長【大学が認めた者に限る】	Ⅴ種
大学院生命機能研究科長	Ⅲ種	部長【別表第2に該当する者に限る】	Ⅱ種
大学院高等司法研究科長	Ⅲ種	課長【別表第3に該当する者に限る】	Ⅲ種
大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学連合小児発達学研究科長	Ⅲ種	課長【別表第4に該当する者に限る】	Ⅳ種
微生物病研究所長	Ⅲ種	室長【別表第5に該当する者に限る】	Ⅳ種
産業科学研究所長	Ⅲ種	事務長【別表第6に該当する者に限る】	Ⅳ種
蛋白質研究所長	Ⅲ種	薬剤部長	Ⅳ種
社会経済研究所長	Ⅲ種	医療技術部長	Ⅳ種
接合科学研究所長	Ⅲ種	看護部長【医学部附属病院に所属する者に限る】	Ⅱ種
医学部附属病院長	Ⅲ種	看護部長【歯学部附属病院に所属する者に限る】	Ⅲ種
歯学部附属病院長	Ⅲ種	副看護部長【医学部附属病院に所属する総務担当者1名に限る】	Ⅳ種

別表第2

職種
本部事務機構の各部長
監査室長
本部事務機構の各次長
附属図書館事務部長
医学系研究科事務部長

歯学研究科事務部長
工学研究科事務部長
産業科学研究所事務部長
医学部附属病院事務部長

別表第3

職種
本部事務機構の各課長
医学部附属病院の各課長

別表第4

職種
附属図書館の各課長
医学系研究科の各課長
歯学研究科の各課長
工学研究科の各課長
産業科学研究所の各課長

別表第5

職種
本部事務機構の各室長(監査室長を除く)
医学系研究科保健学事務室長
産業科学研究所技術室長

別表第6

職種
文学研究科及び総合学術博物館事務長
人間科学研究科事務長
外国語学部事務長
法学研究科及び高等司法研究科事務長
経済学研究科及び国際公共政策研究科事務長
理学研究科事務長
薬学研究科事務長
基礎工学研究科事務長
言語文化研究科事務長
情報科学研究科事務長
生命機能研究科事務長
微生物病研究所事務長
蛋白質研究所事務長
社会経済研究所事務長
接合科学研究科事務長
レーザーエネルギー学研究センター事務長
核物理研究センター事務長
大学教育実践センター事務長
世界言語研究センター事務長

国立大学法人大阪大学任期付教職員の医師等調整手当に関する細則（案）

（目的等）

第1条 この細則は、国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程(以下「給与規程」という。)第25条の規定に基づき、医師等調整手当の支給に関する細目を定めることを目的とする。

2 この細則において、「大学」とは、国立大学法人大阪大学のことをいい、「教職員」とは、給与規程の適用を受ける者をいう。

（教職員の範囲）

第2条 医師等調整手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して支給する。

- (1) 別表に掲げる職に新たに採用された者(医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。)であって、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。)に規定する大学卒業の日から37年(医師法(昭和23年法律第201号。以下「医師法」という。)に規定する臨床研修(第3条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第3条において「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(以下「経過期間」という。)内に行われたもの
 - (2) 前号の経過期間内に別表に掲げる職を占めることとなった者(医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、医師等調整手当を支給されていた期間が通算して35年を経過した者には、医師等調整手当を支給しない。

（支給期間及び支給額）

第3条 医師等調整手当の支給期間は35年とし、その月額の前条第1項の教職員となった日以後の期間の区分に応じ、給与規程別表第8(以下「給与規程別表」という。)に掲げる額とする。この場合において、大学卒業の日から前条第1項の教職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる教職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の教職員を除く。)に対する給与規程別表の適用については、採用の日又は前条第1項第2号の教職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間、医師等調整手当が支給されていたものとする。

- 2 医師等調整手当を支給されている教職員が休職とされた場合における当該教職員に係る給与規程別表の適用については、当該休職の期間(給与規程第40条の規定によりその給与の全額を支給されることとされている期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 3 前条第1項の教職員となった者のうち、これらの教職員となった日以前にこの細則に基づく医師等調整手当、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に規定する医師等調整手当及び他の国立大学法人等において支給する手当でこれに相当するものと認められる手当を支給されていたことのある者で、第1項の規定による医師等調整手当の支給期間に既に医師等調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が、35年を超えることとなるものに係る医師等調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうちその超えることとなる期間に相当する期間、医師等調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（支給の終了）

第4条 医師等調整手当を支給されている教職員が給与規程第25条第1項に規定する職以外の職に異動した場合には、当該異動の日から医師等調整手当を支給しない。

（日割計算）

第5条 教職員が国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第12条第1項の規定により休職とされたとき、就業規則第33条第2項第3号の規定により停職とされたとき、又は国立大学法人大阪大学任期付教職員育児・介護休業等に関する規程に基づき育児休業又は介護休業を取得したときは、その月分の医師等調整手当は、日割計算により、これを支給する。

2 前項の日割計算は、給与規程第6条第2項の規定を準用して、これを行う。

附 則

この細則は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

別表

医師等調整手当の支給対象となる職

医師等調整手当の支給対象となる職は、次の(1)から(14)までの組織に所属する教授、准教授、講師、助教、助手又は教務職員とする。

- (1) 医学部、大学院医学系研究科に置かれる講座、学科目及び附属施設
- (2) 歯学部、大学院歯学研究科に置かれる講座、学科目及び附属施設
- (3) 薬学部、大学院薬学研究科に置かれる講座、学科目及び附属施設
- (4) 大学院人間科学研究科の人間行動学講座、臨床教育学講座、行動生態学講座及び人間開発学講座
- (5) 大学院理学研究科の関連生物学講座
- (6) 大学院生命機能研究科の細胞ネットワーク講座、時空生物学講座、個体機能学講座及び脳神経工学講座
- (7) 大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学連合小児発達学研究科に置かれる講座
- (8) 微生物病研究所
- (9) 医学部附属病院
- (10) 歯学部附属病院
- (11) サイバーメディアセンター
- (12) 蛋白質研究所の蛋白質高次機能学研究部門
- (13) 保健センター
- (14) その他大学が特に必要と認めた組織

大阪大学発明規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、大阪大学(以下「本学」という。)の教職員等が創作した知的財産に係る権利の取扱い等に関する基本的事項を定め、もって、学術研究の成果の活用による社会貢献を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。

（運用の原則）

第2条 この規程は、本学の使命、理念及び知的財産ポリシーに適合するように運用するものとする。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発明等 特許法(昭和34年法律第121号)第2条第1項に規定する発明、実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第1項に規定する考案、意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第1項に規定する意匠の創作及び種苗法(平成10年法律第83号)第2条第2項に規定する品種の育成をいう。
- (2) 特許を受ける権利等 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利及び品種登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に対応する権利をいう。
- (3) 特許権等 特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権並びに外国におけるこれらの権利に対応する権利をいう。
- (4) プログラム著作物等 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラムの著作物、同項第10号の3に規定するデータベースの著作物及び半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第2項に規定する半導体集積回路の回路配置をいう。
- (5) 教職員等 総長、理事、教授、准教授、講師、助教及び助手並びにその他常勤職員、非常勤職員、並びにその他の本学が雇用した者であって、雇用に当たりその者が創作する知的財産に係る権利について契約がなされているものをいう。
- (6) 部局 各学部、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、歯学部附属病院、各学内共同教育研究施設及び各全国共同利用施設をいう。
- (7) 職務発明等 職務上使用することのできる本学又は公の経費又は設備を用いて教職員等が行った職務に属する発明等をいう。
- (8) 知的財産 発明、考案、意匠、植物品種、データベースの著作物、プログラムの著作物、半導体集積回路の回路配置及びノウハウをいう。
- (9) 知的財産権 特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、データベースの著作物の著作権、プログラムの著作物の著作権、回路配置利用権及びノウハウに係る権利並びに外国におけるこれらの権利に対応する権利をいう。

（発明委員会）

第4条 本学に別に定めるところにより発明委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（産学連携本部）

第5条 本学に別に定めるところにより産学連携本部を置く。

（特許を受ける権利等の帰属）

第6条 職務発明等に係る特許を受ける権利等は、原則として本学が承継し本学に帰属する。

（職務発明等の届出）

第7条 教職員等は、その職務に関連して行った研究の成果が発明等に該当するときは、所定の様式により、所属部局の長を経由して、総長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出は、論文学会発表等の公開に先立って行うものとする。
- 3 複数の教職員等が共同して発明等をした場合は、代表者が、所属する部局を通じて届け出るものとする。
- 4 本学の教職員等とそれ以外の者が共同して発明等をした場合は、本学の代表者が、所属する部局を通じて届け出るものとする。

（届出書の送付）

第8条 部局の長は、前条第1項の規定に基づく届出書を受領したときは、速やかに総長に送付するものとする。

（特許を受ける権利等の承継等の決定）

第9条 総長は、前条の規定により届出書の送付を受けたときは、委員会の審議結果に基づき、当該発明等が職務発明等であるか否か、及び職務発明等である場合に本学が当該発明等に係る特許を受ける権利等を承継するか否かを、速やかに決定するものとする。

- 2 総長は、前項の決定をしたときは、速やかに所属部局の長を経由して、届出をした者に通知するものとする。

- 3 総長は、本学の教職員等とそれ以外の者が共同して発明等をした場合は、本学の教職員等の持分について、本学が承継するか否かの決定をするものとする。
- 4 総長は、決定した事項について、適宜、委員会を開催して報告するものとする。

第10条 第7条第1項に規定する届出に係る発明等が職務発明等であって、当該発明等の新規性、進歩性、市場性、学術的インパクト等の観点からの評価に基づき、本学が承継するのが適当と判断される場合は、本学は当該発明等に係る特許を受ける権利等を本学に帰属させることができる。

- 2 前項の判断を行うに際しては、学外との共同研究又は受託研究等の契約の有無及び予算を勘案するものとする。

(異議の申立て)

第11条 教職員等は、その届出に対する第9条第1項の規定に基づく決定に対して異議があるときは、決定の通知を受けた日から10日以内に、所定の様式により、所属部局の長を経由して、総長に異議を申し立てることができる。

- 2 総長は、前項の規定による申立書の送付を受けたときは、その申立書が所属部局の長に受理された日から20日以内に、委員会の審議結果に基づき、申立てに係る決定を変更するか否かを決定し、所属部局の長を経由して、申立てをした者に通知するものとする。
- 3 前項に規定する委員会の審議に当たって、委員長が必要と認めるときは、産学連携本部の意見を聴取することができる。
- 4 第2項に規定する決定に対しては、異議の申立てをすることはできない。

(特許を受ける権利等の本学への承継)

第12条 本学が、その特許を受ける権利等を、第9条第1項又は前条第2項の規定により承継すると決定したときは、その特許を受ける権利等は、教職員等から本学に承継され本学に帰属するものとする。

(本学が承継しない発明等の扱い)

第13条 本学が承継しないと決定した特許を受ける権利等は、発明等をした教職員等に帰属する。

(特許権等に係る出願)

第14条 総長は、特許を受ける権利等を承継すると決定したときは、速やかに、産学連携本部に特許権等に係る出願の指示を行うものとする。

(プログラム著作物等又はノウハウ)

第15条 プログラム著作物等又はノウハウが、職務上使用することのできる本学又は公の経費又は設備を用いて教職員等によって職務上の研究成果として創作されたものである場合には、プログラム著作物等又はノウハウに係る権利は原則として本学に帰属する。

(プログラム著作物等又はノウハウの届出)

第16条 教職員等は、職務上使用することのできる本学又は公の経費又は設備を用いて職務上の研究成果として創作したプログラム著作物等又はノウハウについて、次の各号のいずれかに該当するときは、所定の様式により、速やかに所属部局の長を経由して、総長に届け出なければならない。

- (1) 当該プログラム著作物等又はノウハウを公表又は学外に移転する必要がある場合
- (2) 当該プログラム著作物等又はノウハウに係る発明等について本学に届け出る場合

第17条 第7条第2項から第4項まで及び第8条から第13条までの規定は、プログラム著作物等又はノウハウに準用し、第14条の規定は、半導体集積回路の回路配置に準用する。

(補償金の支払い)

第18条 本学は、教職員等が創作した知的財産に係る権利について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該教職員等に補償金を支払う。

- (1) 本学が特許を受ける権利等を承継したとき。
 - (2) 本学が承継した知的財産権又は特許を受ける権利等の運用又は処分により、本学又は技術移転機関（以下「TLO」という。）が収入を得たとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当する場合に支払う補償金は、次の各号に定める。
 - (1) 特許を受ける権利等を承継したときは、承継補償金として1件当たり10,000円を支払う。
 - (2) 承継した知的財産権又は特許を受ける権利等の運用又は処分により本学が収入を得たときは、その収入から出願、維持、活用等に係る経費の実費を控除した金額の3分の1を、実績補償金として教職員等に支払い、6分の1を教職員等の研究室に還元する。
 - (3) 承継した特許を受ける権利等の一部をTLOに譲渡し、本学とTLOが共同で出願した発明等でTLOが収入を得たときは、

その収入から出願、維持、活用等に係る経費の実費を控除した金額の3分の2を本学に支払うものとし、本学は支払われた金額の2分の1を、実績補償金として教職員等に支払い、4分の1を教職員等の研究室に還元する。

(4) 創作者である教職員等が複数名いるときは、補償金は創作の寄与度に応じた割合で按分する。

3 知的財産を創作した教職員等が異動又は退職した場合の補償金は、前2項の規定を準用して支払う。

(秘密の保持義務)

第19条 知的財産を創作した教職員等及び知的財産に係る権利の取扱いに関する事務に携わる者は、当該知的財産に関する事項について、必要な期間中その秘密を守らなければならない。

(知的財産権の運用又は処分)

第20条 本学が承継した知的財産権又は特許を受ける権利等の運用又は処分は、総長が決定し、契約に基づいて行う。

(要望の申出)

第21条 教職員等は、本学が承継した知的財産権又は特許を受ける権利等に関し、本学による出願、運用又は処分の取扱いに対して要望のある場合は、所定の様式により所属部局の長を経由して総長に要望を申し出ることができる。

2 総長は、前項の規定による要望書の送付を受けたときは、産学連携本部長に適切な対応の指示をするものとする。

(学生が創作した知的財産に係る権利の取扱い)

第22条 本学の学生が本学又は公の経費又は設備を用いて行った研究により創作した知的財産に係る権利の取扱いは、次の各号に定める。

(1) 学生と本学の間で当該研究に関して雇用契約を締結している場合は、この規程に定めるところにより、本学は当該知的財産に係る権利を承継することができる。

(2) 前号の雇用契約のない場合は、本学と学生との契約により、本学は当該知的財産に係る権利を承継することができる。

第23条 本学が知的財産に係る権利を承継する場合は、知的財産の取扱い及び創作者たる学生の地位については、この規程を準用する。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 大阪大学発明規程（昭和54年3月20日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

2 この改正施行前に届出のあった職務発明等に係る補償金の支払いについては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。